

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年9月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番服部勇夫君、10番下方繁孝君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。議会運営委員会は8月29日午前10時より開会し、9月定例会は本日9月5日から9月26日までの22日間と決定しました。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月26日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第5、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第6、議案第29号から日程第12、議案第35号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第29号大治町職員定数条例の一部を改正する条例について。

大治町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、既存業務の職員配置の見直し及び再任用職員の活用を踏まえた職員定数の変更を行うためでございます。

議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第31号大治町ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、旅館業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第32号平成30年度大治町一般会計補正予算。

平成30年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8589万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1392万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を初め、農林水産業費において、土地改良事業同意徴収業務委託料を97万2000円減額し、土木費において、公共下水道事業特別会計繰出金を230万7000円増額し、教育費において、各小中学校への空調設備の整備に伴う設計委託料として、小中学校合わせて1382万5000円を計上し、その他各種国庫・県負担金の返還金として3713万円を計上するものでございます。

これらの財源としましては、地方交付税、国・県支出金及び繰入金を充て、余剰財源については、財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案第33号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1410万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9135万3000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、平成29年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績の負担割合に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として1410万1000円を増額するものでございます。

この財源といたしましては、過年度精算交付金及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第34号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ230万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3308万円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月5日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、人事異動に伴う人件費として181万円増額し、公営企業会計への移行に伴うシステムの使用料として49万7000円を計上するものでございます。これらの財源としましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第35号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ852万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7767万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として50万1000円、一般会計繰出金として802万5000円をそれぞれ増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金及び過年度療養給付費負担金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

日程第13、議案第36号から日程第18、議案第41号まで一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第36号平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額92億6801万3404円、歳出総額87億3326万4840円で、歳入歳出差引額は5億3474万8564円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3363万円を差し引いた実質収支額は5億111万8564円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第37号平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額36億5706万8577円、歳出総額33億3186万4785円で、歳入歳出差引額は3億2520万3792円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3億2520万3792円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第38号平成29年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額44万5239円、歳出総額44万5239円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。よろしく申し上げます。

議案第39号平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額16億1290万7310円、歳出総額15億5863万6673円で、歳入歳出差引額は5427万637円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5427万637円でございます。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1622万5044円、歳出総額1547万9575円で、歳入歳出差引額は74万5469円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は74万5469円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はござい

ません。よろしく申し上げます。

議案第40号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億235万7297円、歳出総額5億10万3790円で、歳入歳出差引額は225万3507円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は225万3507円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第41号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月5日提出、大治町長。

平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億3889万1854円、歳出総額5億3838万8954円で、歳入歳出差引額は50万2900円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は50万2900円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

ここで、ただいま議題となっております平成29年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員にご出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住田昭敏監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

平成29年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成30年8月1日から3日の3日間にわたり下方繁孝監査委員とともに、歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査いたしましたのでその結果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製または作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査するとともに関係部局に資料の提出を求め、あわせて必要に応じ説明を受けて審査の参考にいたしました。

証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果については、いずれも法令に基づいて作成がされており、記載されている決算数値は正確であると認められました。

一般会計では、形式収支、実質収支、実質単年度収支、いずれも黒字で財政力指数は0.85、経常収支比率は昨年度より0.9ポイント上がった86.4%でした。

国による各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していますが、高齢化や人口減少等が進行している社会現象の中で安定した財政運営を進めるには確実に歳入を確保することが重要です。

新規滞納縮減のため、現年度優先の徴収を徹底したことや納税折衝、財産調査、滞納処分などの徴収事務体制の強化を図ったことにより、収入未済額が減少していることは大いに評価するものです。引き続き収納率の向上に力を注ぎ自主財源の確保に努めていただくとともに、国や県の動向を十分注視した上で、積極的に補助金等を活用し依存財源の確保についても努めていただきたい。

歳出では、予算現額に対する執行率は93.63%で前年度と比較して3.29ポイント上昇しました。不用額は4億307万円余りで前年度に比べおよそ6966万円減少しました。

平成29年度では、子育て世代を包括的に支援するための病児・病後児保育事業や中学生の生活指導を行う生活支援アドバイザーを新たに配置する教育環境向上のための事業、災害時の医療救護所を設置するための整備を行う避難所等の環境整備事業が新たに実施されました。今後も住民ニーズを的確に捉えた効果的な施策を進め、健全な財政運営が図られるよう努力していただきたい。

また、基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

次に、国民健康保険特別会計では、保険税の収納率は73.73%で前年度の73.09%に比べて0.64ポイント上昇しました。収入未済額の縮減や現年度分の収納率が上昇したことは評価できるものの、依然として収入未済額は一般会計の町税収入未済額を超えています。今後も徴収事務の強化に積極的に努力し、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

また、国民健康保険事業における財政運営の主体が県に移行されたことから、事業の円滑な実施に向け県との十分な連携を図られたい。

次に、介護保険特別会計では、介護保険料の収納率は前年度の95.49%に比べて0.17

ポイント上がった95.66%でした。保険料収入は、事業を実施する上での根幹をなすものです。きめ細かな納付相談など収納対策を強化することにより、さらなる収納率の向上と介護予防の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

次に、公共下水道事業特別会計では、下水道事業は経営基盤強化及び長期的に安定した経営の持続に向け、町の財政状況や社会経済情勢を考慮して柔軟な事業運営を行うため、地方公営企業会計への移行を踏まえ万全な対応に努めていただきたい。今後も下水道事業の円滑な運営のため努力していただきたい。

土地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計については、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査の概要については、お手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、平成29年度一般会計、特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

ありがとうございました。

続いて日程第19、議案第42号及び日程第20、議案第43号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第42号工事請負契約について。

平成30年7月20日、事後審査型一般競争入札に付した公共下水道工事その1（北間島地区）について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年9月5日提出、大治町長。

本件の公共下水道工事その1（北間島地区）の請負契約は、契約金額8316万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第43号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。平成30年9月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。よろしく



お願いします。

○議長（横井良隆君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散会